

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

川口市告示第662号

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年川口市条例第14号）第7条第2項の規定により、令和8年度の一般廃棄物の減量及び処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和8年8月20日

川口市長 岡村 ゆり子

目 的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）」及び「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、単年度ごとの一般廃棄物処理事業の計画を定めるものである。

計画期間

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

計画区域

川口市全域

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ご み

(トン/年)

種 類	発 生 量	中間処理量	最終処分量
集団資源回収	9,151	—	—
上記以外の廃棄物	153,831	153,831	6,582
合 計	162,982	153,831	6,582

※ 上記以外の廃棄物には、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。

(以下、市の処理施設で処理を行わない廃棄物) (トン/年)

種 類	発 生 量
市の処理施設で処理が困難な一般廃棄物	20
市の再生利用業の指定により処理する一般廃棄物	667

(2) し 尿

(kl/年)

種 類	発 生 量	中間処理量	最終処分量
し尿	2,511	2,511	—
浄化槽汚泥	30,332	30,332	—
合 計	32,843	32,843	—

(3) 小動物死体

(体/年)

種 類	発 生 量	中間処理量 ※該当なし	最終処分量
犬・猫等	2,200	—	2,200

2 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種類		排出場所	排出時間	基本的な留意事項
一般ごみ		一般ごみステーション	排出当日の午前8時30分まで	・透明又は白色半透明の袋に入れて排出すること。 ・われもの(せともの、ガラス等)は、紙等で包み、他の一般ごみと別の袋に入れ、「われもの」と表示して排出すること。
粗大ごみ		申込時に指定した場所		・粗大ごみは、一辺が40cmを超える大きさのものとする。
資源物	びん	資源物ステーション		・透明袋に入れて排出すること。
	飲料かん	資源物ステーション		・透明袋に入れて排出すること。
	金属類	資源物ステーション(※)		・透明袋に入れて排出すること。 ・充電して使用する製品は、金属端子にテープを貼ってふさぐなどして、電気が流れない状態にして排出すること。
	ペットボトル	資源物ステーション		・透明袋に入れて排出すること。
	繊維類	資源物ステーション		・透明袋に入れて排出すること。
	紙類	資源物ステーション		・品目ごとに紐でしばって排出すること。
	プラスチック製容器包装	一般ごみステーション		・透明袋に入れて排出すること。
有害ごみ		一般ごみステーション		・透明袋に入れ、「有害ごみ」と表示して排出すること。
乾電池		市が指定した回収拠点	回収拠点の開所時間中	・回収拠点に設置された専用ボックスに排出すること。

※ 金属類のうち、充電して使用する製品については、上記のほか、市が指定した回収拠点に設置された専用ボックスに排出することができる。

3 市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認めた産業廃棄物

条例第33条第1項の規定に基づき市長が処理する産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 木くず(建設業に係るもののうち、工作物の新築、改築又は除去に従って生じたものを除く。)
- (2) 繊維くず
- (3) と畜場でとさつ又は解体された獣畜の固形状の不要物(と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第1に掲げるものに限る。)
- (4) 金属くず(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会(以下、「実施機関」という。)が主催する行事をおこなった者、実施機関の管理する土地を営利を目的とせず清掃活動をおこなった者(以下、「清掃活動をおこなった者」という。)及びその他市長が特別な理由があると認める者から生じた再生利用が可能な飲料かんに限る。)
- (5) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(実施機関が主催する行事をおこなった者、清掃活動をおこなった者及びその他市長が特別な理由があると認める者から生じた再生利用が可能なびんに限る。)
- (6) 廃プラスチック類(実施機関が主催する行事をおこなった者、清掃活動をおこなった者及びその他市長が特別な理由があると認める者から生じた再生利用が可能なペットボトルに限る。)

4 収集運搬計画

(1) ごみ

ア 家庭系廃棄物

種類		収集運搬主体	市の収集方法	市の収集頻度		搬入見込量 (トン/年)
一般ごみ		直営・委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 週	88,492
粗大ごみ		直営・委託・自己・許可	戸別収集方式 (申込制)	随	時	6,514
資源物	びん	直営・委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 月	3,191
	飲料かん	直営・委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 月	1,285
	金属類	委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 月	1,285
	ペットボトル	直営・委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 月	2,504
	繊維類	直営・委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 月	2,105
	紙類	委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 月	6,115
	プラスチック製容器包装	直営・委託・自己・許可	ステーション方式	1	回 / 週	3,567
	有害ごみ	直営・委託・自己・許可	ステーション方式	2	回 / 週	11
乾電池		委託	拠点方式	随	時	100
災害廃棄物		「川口市地域防災計画」及び「川口市災害廃棄物処理計画」等に基づき対応する。				4
合計						115,173

イ 事業系廃棄物

種類		収集運搬主体	市の収集方法	基本的な留意事項	搬入見込量 (トン/年)
一般ごみ		自己・許可	市の収集の対象外 ※自己搬入方式又は許可業者による搬入とし、市の一般ごみステーション及び資源物ステーションへの排出は不可	・品目ごとに分別し、黄色半透明袋に入れて排出すること ・紙類は品目ごとに分別し、紐でしばって排出すること	38,581
粗大ごみ		自己・許可			46
資源	びん	自己・許可			3
	飲料かん	自己・許可			4
	金属類	自己・許可			0
	ペットボトル	自己・許可			18
資源物	繊維類	自己・許可			0
	紙類	自己・許可			6
	プラスチック製容器包装	自己・許可			0
合計					38,658

※ 事業系廃棄物には、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。

ウ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品廃棄物

種類	収集運搬主体	搬入見込量 (トン/年)	搬入見込量 (トン/年)
食品廃棄物	(株)十河サービス	栃木県下都賀郡壬生町	475
食品廃棄物	エスシーエス(株)	埼玉県ふじみ野市	279
食品廃棄物	エスシーエス(株)	茨城県下妻市	279
食品廃棄物	(株)神原興産	東京都大田区	300
食品廃棄物	太誠産業(株)	東京都大田区	30
食品廃棄物	(株)高橋産商	東京都大田区	3
食品廃棄物	(株)高橋産商	埼玉県ふじみ野市	124
食品廃棄物	(株)エムエスティーカンパニー	埼玉県ふじみ野市	12
合計			1,502

(2) し 尿

種類	収集運搬主体	市の収集方法	市の収集頻度	搬入見込量 (kl/年)
し尿	委託・許可	各戸収集方式	2 回 / 月	2,511
浄化槽汚泥	許可	各戸収集方式	随 時	30,332
合計				32,843

(3) 小動物死体

種類	収集運搬主体	市の収集方法	市の収集頻度	搬入見込量 (体/年)
犬・猫等	委託・自己	各戸収集・自己搬入方式	随 時	2,200

5 中間処理計画

(1) ごみ

種類		処理主体	処理方法(※)	処理量 (トン/年)
一般ごみ		直営	焼却	127,073
粗大ごみ		直営・委託	選別・破碎・焼却・無害化处理等	6,560
資源物	びん	直営	選別	3,194
	飲料かん	直営	選別・圧縮	1,289
	金属類	直営	選別・圧縮・破碎	1,285
	ペットボトル	直営	選別・圧縮	2,522
	繊維類	直営	選別・保管	2,105
	紙類	直営	選別・圧縮・保管	6,121
	プラスチック製容器包装	直営	選別・圧縮	3,567
有害ごみ		委託	無害化处理等	11
乾電池		委託	無害化处理等	100
災害廃棄物		「川口市地域防災計画」及び「川口市災害廃棄物処理計画」等に基づき対応する。		4
合計				153,831

※ 上記には、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。

※ 資源物として収集されたもののうち、リサイクル等に堪えないものは焼却処理する。

(2) し 尿

種類	処理主体	処理方法	処理量 (kl/年)
し尿	直営	前脱水＋標準脱窒素処理＋高度処理方式	2,511
浄化槽汚泥	直営		30,332
合計			32,843

(3) 脱水汚泥・脱水し渣

種類	処理主体	処理方法	処理量 (t/年)
脱水汚泥	委託	脱水(肥料原料)、焼却・溶融、発酵(堆肥化)	739
脱水し渣	直営		43
合計			782

(4) 小動物死体

種類	処理主体	処理量 (体/年)
犬・猫等	委託	2,200

6 最終処分計画

自区内に処分場を保有していないため、焼却残渣物は委託処理を行う。
溶融スラグ等は、資源として積極的に有効利用する。

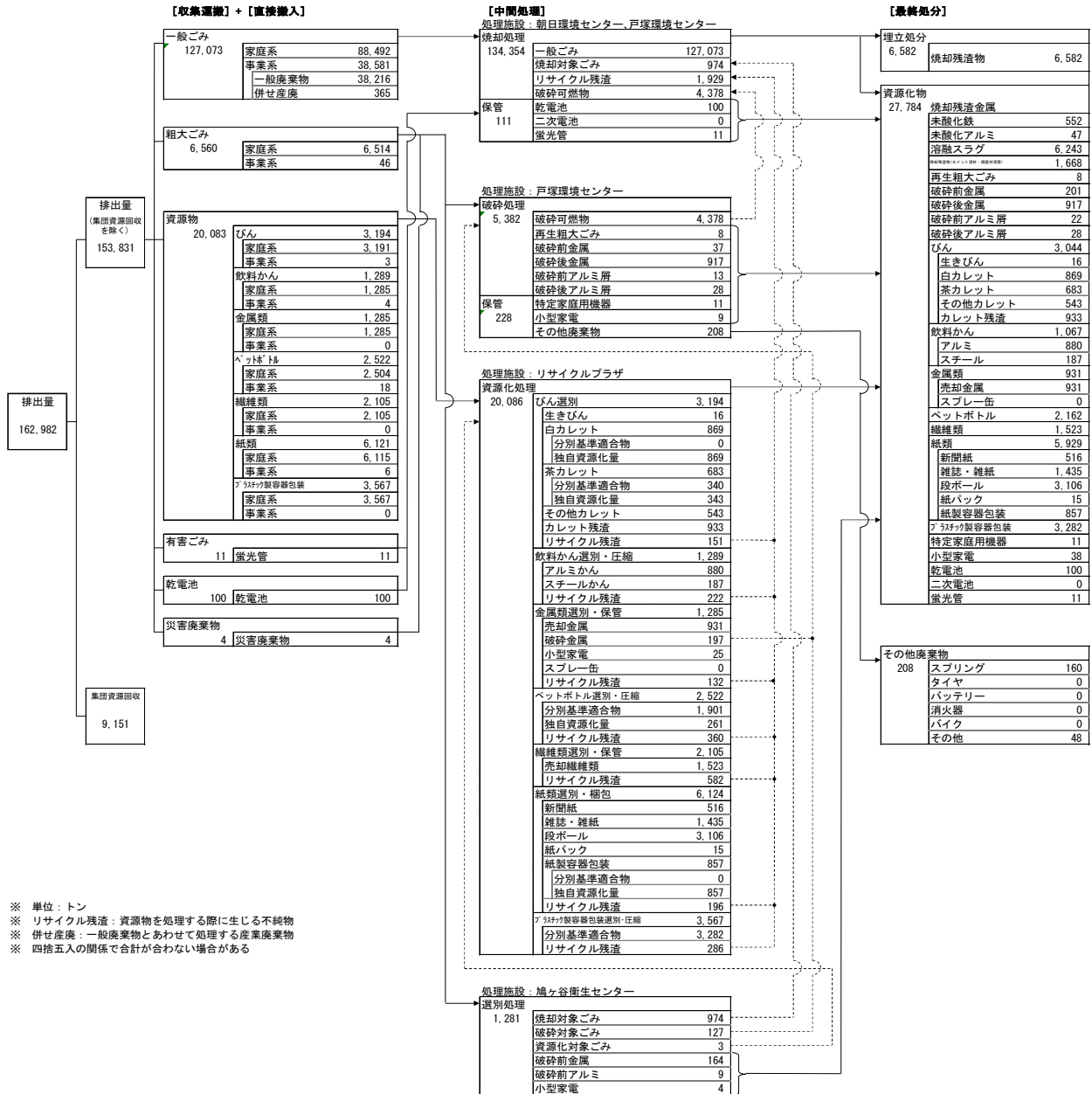
埋立処分(t/年)

焼却残渣物 (朝日・戸塚)
6,582

焼却残渣資源化(t/年)

溶融スラグ (朝日)	未酸化鉄 (朝日)	未酸化アルミ (朝日)	焼却残渣物(セメント資源・路盤材資源) (朝日・戸塚)
6,243	552	47	1,668

(7) ごみ処理フローシート



7 処理施設の概要

(1) 処理施設

種類	施設名称	所在地	形式及び公称能力	
焼却処理	戸塚環境センター	川口市大字藤兵衛新田290	全連続式	焼却量300トン/日 (150トン/日×2基)
ガス化溶融処理	朝日環境センター	川口市朝日4-21-33	全連続式	焼却量420トン/日 (140トン/日×3基)
破碎処理	戸塚環境センター破碎処理施設	川口市大字藤兵衛新田290	高速回転破碎機 大型木質ごみ粗破碎機	処理量26トン/5時間
粗大ごみ分別	鳩ヶ谷衛生センター	川口市八幡木3-18-11	粗大ごみ	面積464平方メートル
資源化処理	リサイクルプラザ	川口市朝日4-21-33	びん 選別装置	処理量35トン/5時間
			かん 選別圧縮装置	処理量31トン/5時間
			ペットボトル圧縮減容装置	処理量9トン/5時間
			プラスチック製容器包装 等圧縮減容装置	処理量20トン/5時間
保 管	リサイクルプラザ (ストックヤード)	川口市朝日4-21-33	白色びん	容積40立方メートル
			茶色びん	容積38.4立方メートル
			その他色びん	容積38.4立方メートル
			飲料かん(鋼製)	容積110立方メートル
			飲料かん(アルミ製)	容積80立方メートル
			ペットボトル	容積382立方メートル
			金属類	面積145.5平方メートル
			繊維類	面積 67.6平方メートル
			新聞紙	容積84立方メートル
			雑誌・雑紙	
			紙製容器包装	
			紙バック	容積48立方メートル
			段ボール	容積32立方メートル
			プラスチック製容器包装	容積84立方メートル
	リサイクルプラザ (鳩ヶ谷ストックヤード)	川口市八幡木3-18-11	再生粗大ごみ	面積40平方メートル
			段ボール	容積300立方メートル

(2) 処理施設(委託)

種 類	施 設 名 称	所 在 地	形 式 及 び 公 称 能 力
埋立処理	ジークライト(株) エコポート最終処分場	山形県米沢市大字板谷字四郎右工 門沢773-1~2	管理型 埋立面積121,786㎡
	(株)ウィズウェストジャパン 三戸ウェストパーク	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立 花49番1外	管理型 埋立面積 83,200㎡
	(株)ウィズウェストジャパン 沼田ウェストパーク	群馬県沼田市佐山町字長萱1998番 71外	管理型 埋立面積 72,396㎡
	エコシステム花岡(株) ①第1処分場、②第2処分場	①秋田県大館市花岡町字堤沢69 ②秋田県大館市花岡町字滝ノ沢82- 1	①管理型 埋立面積95,000㎡ ②管理型 埋立面積45,841㎡
	グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉 沢96-29	管理型 埋立面積 91,400㎡
広域化処理	野村興産(株)イトム力鉱業所	北海道北見市留辺蘂町字富士見 217-1	焙焼処理水銀回収 20トン/日 水銀回収 1,000トン/年
適正処理困難物	(株)エコ計画 寄居エコスペース	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山262	破碎施設 90.0トン/日 焼却施設 90.0トン/日
	(株)エコ計画 嵐山エコスペース	埼玉県比企郡嵐山町花見台12	破碎施設 42トン/8時間 焼却施設 65.8トン/日
資源化処理	ガラスリソーシング(株)	千葉県銚子市春日町740-1	破碎施設 400トン/日
	(株)築館クリーンセンター高清水 エコプラザ	宮城県栗原市高清水中の沢25-1	燃え殻・ばいじん造粒固化 257.8トン/10時間
	太平洋セメント(株)熊谷工場	埼玉県熊谷市三ヶ尻5310	生産能力 2,135,000トン/年
	渡辺産業(株)	栃木県日光市町谷1802	焼却灰固形化・破碎 約300トン/8時間
	メルテック(株)	栃木県小山市大字梁2333-29	処理能力 150トン/日
動物死体	環境さいたま(株)	埼玉県川口市長蔵3-2-2	100~150kg/1時間
脱水汚泥	鹿沼化成工業(株)	栃木県日光市猪倉字長久保2151	発酵施設 288㎡/日
	よりいコンポスト(株)寄居工場	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山352	発酵施設 200トン/日
	オリックス資源循環(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313	熔融施設 450トン/日

※ 上記のほか、プラスチック中間処理業務の一部を民間業者に委託する。

(3) 処理施設(指定)

種類	施設名称	所在地	形式及び公称能力
木くず破碎	(株)プロペラ 川口ウッドリサイクル	川口市領家5-14-40	破碎施設 木くず 112.20トン/日 木くず 231.77トン/日

(4) 処理施設(処理困難物の運搬先)

種類	施設名称	所在地	形式及び公称能力
処理困難物	(株)クワバラ・パンぷキン パンぷキン・デポ	埼玉県加須市鴻基380-2	破碎施設 廃プラスチック類 4.72トン/日 繊維くず 17.21トン/日 がれき類 480トン/日 木くず 120トン/日 ゴムくず等 80トン/日 圧縮梱包施設 廃プラスチック類、紙くず 20.69トン/日 廃プラスチック類 8.14トン/日 溶解減容施設 廃プラスチック類 0.16トン/日

8 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 3Rに関する周知と啓発

- ア ホームページや環境部広報紙PRESS530などにより、本市のごみの排出実態について情報提供と啓発を図る。
- イ 家庭ごみの分け方・出し方やごみの分別ガイドなどにより、本市のごみの分別排出ルールを分かりやすく周知する。
- ウ 一般ごみの中で大きな割合を占める生ごみを減量するため、水分を減らしてから生ごみを排出する「生ごみのひとしぼり運動」の啓発を推進する。

(2) 3Rの実践につながる活動の推進

- ア 各種イベントにおいて3Rが浸透したライフスタイルを積極的に紹介することにより、市民が自らごみ問題を含む環境問題、3R実践の重要性について学ぶ環境を整備する。
- イ 各種イベントの主催者にごみ分別用ごみ箱及びのぼりを無料で貸し出し、イベントで排出されるごみの分別を促進する。
- ウ プリンターのインクカートリッジ、携帯電話等の拠点回収を引き続き実施する。
- エ (株)ジモティーと連携し、インターネットを通じたりユースに関する周知を行う。
- オ ごみ問題に対する市民の意識の向上と地域コミュニティの醸成につながる集団資源回収運動を引き続き推進する。

(3) 事業系ごみの減量に向けた啓発

市内事業所に対し、廃棄物の適正処理に関する啓発、指導及び廃棄物の発生抑制、再生利用の促進等の啓発を目的としたリーフレットの配布を行う。また、適正に処理を行っていない事業所に対し、訪問指導を行う。

(4) 食品ロス削減に向けた取り組みの推進

- ア 食品ロスの現状や削減の必要性を紹介するパンフレットやパネル、店舗に設置する「てまえどり」のポップ等を活用し、市が行う講座、イベント等の参加者や来庁者などに啓発を行う。
- イ 関係団体等と連携し、フードドライブの推進や食品ロスの削減につながるレシピの紹介、生ごみの減量化に対する支援などを通じて、市民の食品ロスの削減に向けた行動を推進する。
- ウ 国の食品ロス削減月間における取り組みや、県が実施する「彩の国エコぐるめ事業」などと連携し、より裾野の広い取り組みを推進する。
- エ 食品ロスの削減を推進する団体等と連携し、関係自治体等との情報連携や食品ロス削減に向けた調査研究を行う。

9 一般廃棄物の再生利用の促進のための施策に関する事項

- (1) 更なるリユースの推進とリサイクルショップの運営
リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ事業を継続して実施する。
- (2) 木質系廃棄物のリサイクルの推進
事業系ごみとして排出される木質系廃棄物の資源化について、関連する事業者と連携し、積極的に推進する。
- (3) ごみの再生利用の推進
 - ア 環境センターにおけるごみの焼却時に発生する焼却主灰・焼却飛灰及び熔融スラグを、セメントや再生砕石への資源化、焼却飛灰の再生路盤材化等様々な方法で有効活用する。
 - イ ごみの処理過程において、回収可能な資源は極力回収し、再生利用を推進する。

10 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- (1) ごみの収集運搬に関すること
 - ア 環境負荷を低減するため、ハイブリッド車をはじめとする次世代自動車の確保を進める。
 - イ ごみ収集業務に係る委託化基本方針に基づき、民間事業者の活用を推進する。
 - ウ 高齢者や障害のある方を対象に戸別収集を行う「ふれあい収集」を継続する。
- (2) ごみ処理施設に関すること
 - ア 安定した処理能力を確保するため、必要な点検整備を行うとともに、処理技術及び運転管理技術の向上に努める。
 - イ 計画的な施設整備を推進する。
 - ウ ごみの再生利用を推進すべく、焼却主灰・焼却飛灰及び熔融スラグの有効利用を推進するとともに、利用用途について幅広く検討を進める。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業(ごみ・粗大ごみ)の許可に係る制限に関すること
 - 一般廃棄物の排出量に大幅な増加がない状況においては、新規許可は行わないこととする。なお、排出量に大幅な増加があった場合は、既存許可業者への影響を考慮した上で、あらためて判断するものとする。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業(処理困難物)の新規募集に関すること
 - 市の処理施設で処理が困難な一般廃棄物について、廃棄物の種類を精査したのち、必要に応じて、一般廃棄物収集運搬業(処理困難物)の業の許可を新規に行うものとする。
- (5) 一般廃棄物再生利用業の指定により認める対象品目に関すること
 - 市長の再生利用業の指定により認める対象品目は、木くずとする。
- (6) 一般廃棄物再生利用業(木くず)の指定に係る制限に関すること
 - 市の施設及び指定を受けた施設において、一般廃棄物(木くず)は十分に処理できているため、新規の指定は行わないこととする。なお、排出量の大幅な変動や本市の方針に変更等があった場合は、改めて判断することとする。
- (7) 一般廃棄物の市域外からの受け入れ及び市域外への搬入に関すること
 - 市内への一般廃棄物の受け入れ及び市外への一般廃棄物の搬入について、法第6条第3項に規定する他の市町村と調和を図り、随時、受け入れ及び搬入を行うものとする。
- (8) 従業員等の飲食に伴って生じた廃棄物に関すること
 - 従業員等の飲食に伴って生じた廃棄物は、本来、個人消費により発生した廃棄物であり、法に「事業に伴って生じた廃棄物」の定義がないことから、従業員等の飲食に伴って生じた廃棄物のうち、本市で再生利用の対象となる飲料かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、一般廃棄物として処理を行うものとする。
- (9) 公道等に散乱している落下物に関すること
 - 公道等に散乱している落下物は、回収時点では法及び本市条例の定義において廃棄物としての種類を判断することが困難である。よって、市又は市が委託した者が回収した落下物は、一般廃棄物とみなして処理できるものとする。
- (10) 店頭回収等による資源物に関すること
 - 店頭回収等による資源物は、本来、市民の消費活動によって排出された一般廃棄物である。よって、再生利用の対象となる飲料かん、びん、ペットボトルについて、事業者が事業活動に伴わず回収した場合に限り、一般廃棄物としての処理を認める。

(11) 事業系一般廃棄物の排出に関すること

- ア 事業系一般廃棄物は、再生利用等により排出の抑制に努めること。
- イ 事業系一般廃棄物は、家庭系のステーション等排出場所に排出しないこと。
- ウ 事業系一般廃棄物は、品目ごとに分別し、黄色半透明袋に入れて排出すること。
なお、紙類は品目ごとに分別し、紐でしばって排出すること。
- エ 事業系一般廃棄物を多量に排出するときには、市長の指示により処理すること。

11 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物処理施設の整備に関する事項は、次に掲げる事業とする。

事業名
・戸塚環境センター施設整備事業 ・朝日環境センター施設整備事業 ・資源化施設整備事業

12 その他一般廃棄物の減量及び処理に関し必要な事項

(1) 特定家庭用機器廃棄物に関する事項

特定家庭用機器廃棄物は、小売業者又は当該物の収集運搬許可を有する業者へ委託をするか、指定引取場所へ個人で搬入すること。

(2) 小動物死体の排出に関すること

- ア 犬・猫等動物の死体は、透明袋に入れたのち、段ボール箱等に入れ戸塚環境センター又は朝日環境センターに搬入すること。なお、その中には当該動物死体以外の物を混入しないこと。
- イ 犬・猫等動物の死体は、ステーション等排出場所に排出しないこと。

(3) 小型家電リサイクル法認定事業者との連携と協力

小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)との連携と協力により、宅配便を活用した小型家電の回収を促進する。

(4) プラ新法への対応

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)に対応し、処理施設の更新に合わせ、適切な時期にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施できるよう、必要な検討を進める。

(5) サーキュラーエコノミーに向けた取り組みの検討

市民にとって分かりやすく利便性の高いサーキュラーエコノミーに向けた取り組みについて、プラ新法を踏まえ、民間事業者と連携し、必要な検討を進める。

(6) 一般廃棄物収集運搬業許可業者の運搬先に関する事項

- ア 本市の処理施設である戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ及び鳩ヶ谷衛生センター。
- イ 法第6条第3項の規定に基づき同法施行令第4条第9号イの通知をおこなった処理施設。
- ウ 特定家庭用機器については、市内指定引取場所又は法第7条第1項に規定する運搬の許可を有する自治体の指定引取場所。

(7) 廃棄物を搬入する場合の施設の指定及び受け入れ時間等

種類	搬入受付施設名	形態	搬入受付時間
家庭系一般廃棄物のうち 一般ごみ、有害ごみ及び乾電池	戸塚環境センター(※) 朝日環境センター	自己搬入	月曜日から金曜日まで※要事前電話予約 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		直営委託	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
家庭系一般廃棄物のうち 一般ごみ	戸塚環境センター 朝日環境センター	許可	月曜日及び金曜日 午前8時00分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで 火曜日、水曜日及び木曜日 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
事業系廃棄物のうち 一般廃棄物及び併せ産廃	戸塚環境センター(※) 朝日環境センター	自己搬入	月曜日から金曜日まで 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		許可	月曜日及び金曜日 午前8時00分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで 火曜日、水曜日及び木曜日 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
	朝日環境センター	許可	土曜日 午前8時30分から正午まで
粗大ごみ	戸塚環境センター(※) 鳩ヶ谷衛生センター	自己搬入	月曜日から金曜日まで※要事前電話予約 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		直営委託許可	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
資源物	リサイクルプラザ	自己搬入	月曜日から金曜日まで※要事前電話予約 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		直営委託許可	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
資源物のうち 事業系一般廃棄物	リサイクルプラザ	自己搬入	月曜日から金曜日まで 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		許可	月曜日及び金曜日 午前8時00分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで 火曜日、水曜日及び木曜日 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
小動物死体	戸塚環境センター 朝日環境センター	自己搬入委託	月曜日から金曜日まで 午前9時00分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで

し尿及び浄化槽汚泥	鳩ヶ谷衛生センター	委託	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から正午まで 午後1時から午後4時30分まで
		許可	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から正午まで 午後1時から午後4時30分まで 土曜日 午前8時30分から正午まで

※戸塚環境センターへの自己搬入は、整備工事のため受け入れを一時停止する。

※祝日(「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日)は、受け入れを行わない。(直営、委託(粗大ごみ、し尿を除く)を除く。)

※年末年始の受け入れは別途決定する。

※緊急の場合や、やむを得ない事情のある場合は、別途協議の上、受け入れ時間を決定する。

※鳩ヶ谷衛生センターでの粗大ごみの搬入受付は、家庭系の自己搬入のみ。

※施設事故等による、施設休止中は、受け入れを行わない。

(8) 排出禁止物の例示及びその処理方法に係る市長の指示

条例第23条第1項各号に掲げる市が行う廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
有害性のあるもの	工業薬品(塩酸、硫酸、硝酸、クロム等)、印刷インク等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
危険性のあるもの	ガスボンベ類(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素)、火薬類等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
引火性のあるもの	石油類(ガソリン、軽油、灯油、塗料、シンナー、ベンジン、エンジンオイル、ブレーキオイル等)、自動車用燃料添加剤等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
著しく悪臭を発するもの	現像液等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	法第2条第3項の規定に基づき、政令第1条各号で定めるもの	当該物を取り扱っている専門の処理業者等に処理を依頼し、適正に処理すること。
廃棄物の処理を著しく困難にし、または処理施設機能に支障が生じるもの	石、塩ビ管、オートバイ、瓦礫、瓦(日本瓦に限る)、車の部品、コンクリート片、建設廃材、砂、石膏、石膏ボード、洗面台、耐火金庫、タイヤ、太陽熱温水器、断熱材、土、小型耕運機、電動シニアカー、ドラム缶、流し台、農機具、バッテリー(自転車用・バイク用)、ピアノ、ブロック、ペンキ(固形物に限る)、便器、ボウリングの玉、浴槽、レンガ	当該物を取り扱っている製造又は販売業者に引き取りを依頼するか、当該廃棄物の処理業の許可を有している業者に依頼し、適正に処理すること。
特定家庭用機器に指定されているもの及び一般廃棄物広域認定制度により認定されているもの	ユニット型エアコンディショナー、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	当該物を取り扱っている小売業者又は製造業者等、若しくは廃棄物処理業許可業者に引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。
	パーソナルコンピュータ	当該物を生産した製造業者等や、小型家電リサイクル法認定事業者等に引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。
	自動車	購入、廃棄時等にリサイクル料金を納入したうえで、販売店等に引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。
	自動二輪車及び原動機付自転車(部品を含む)	販売店や指定引取窓口に引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。
	消火器	当該物を生産した製造業者等に引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。
	FRP船	登録販売店や指定引取場所に引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。

(9) 一般廃棄物処理業許可業者一覧

令和8年度一般廃棄物処理業許可業者は次のとおりとする。

ア 一般廃棄物収集運搬業許可業者(ごみ、粗大ごみ)

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目
1	第 1 号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	ごみ・粗大ごみ
2	第 2 号	(有)木村商事	川口市戸塚鉄町5-5	048-296-1567	ごみ・粗大ごみ
3	第 3 号	(株)神原興産	川口市上青木西5-13-24	048-265-7981	ごみ・粗大ごみ
4	第 7 号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	ごみ・粗大ごみ
5	第 8 号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	ごみ・粗大ごみ
6	第 9 号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-296-0362	ごみ・粗大ごみ
7	第 10 号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	ごみ・粗大ごみ
8	第 11 号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	ごみ・粗大ごみ
9	第 24 号	(有)金海清掃	川口市西青木3-7-15	048-251-4001	ごみ・粗大ごみ
10	第 25 号	(株)東運輸	川口市大字西立野758-1	048-298-0011	ごみ・粗大ごみ
11	第 30 号	環境衛生(株)	川口市大字東本郷1595-6	048-298-2602	ごみ・粗大ごみ
12	第 33 号	日本環境マネジメント(株)	川口市桜町3-21-31	048-288-7122	ごみ・粗大ごみ
13	第 34 号	エスシーエス(株)	川口市前川1-26-36	048-262-4140	ごみ・粗大ごみ
14	第 36 号	(有)杉田商店	川口市大字東本郷263-7	048-283-7590	ごみ・粗大ごみ
15	第 38 号	(株)十河サービス	川口市戸塚東3-32-9-108	048-297-5711	ごみ・粗大ごみ
16	第 40 号	(株)高橋産商	川口市戸塚1-4-29-405	048-287-3951	ごみ・粗大ごみ
17	第 43 号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	ごみ・粗大ごみ
18	第 44 号	エコロジック(株)	川口市大字木曾呂738-1	048-299-9854	ごみ・粗大ごみ
19	第 45 号	(株)マツモト	川口市榛松2-6-25	048-286-3916	ごみ・粗大ごみ
20	第 49 号	(株)遠山紙業	川口市柳崎4-7-34	048-269-8618	ごみ・粗大ごみ
21	第 51 号	(有)照山商事	川口市本蓮1-18-15	048-284-4974	ごみ・粗大ごみ
22	第 52 号	(株)東武産興	川口市上青木西1-18-21-801	048-257-4100	ごみ・粗大ごみ
23	第 60 号	太誠産業(株)	川口市末広2-12-6-105	048-224-3651	ごみ・粗大ごみ
24	第 62 号	銅鉄商事(株)	川口市朝日4-21-38	048-222-4568	ごみ・粗大ごみ
25	第 63 号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234	ごみ・粗大ごみ
26	第 64 号	金山商事(株)	川口市大字安行領根岸1324-5	048-281-7191	ごみ・粗大ごみ
27	第 66 号	(株)エムエスティーカンパニー	川口市北園町41-13-101	048-269-7370	ごみ・粗大ごみ
28	第 67 号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	ごみ・粗大ごみ
29	第 68 号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	ごみ・粗大ごみ
30	第 74 号	(株)トベ商事	川口市西立野787-2	048-271-9700	ごみ・粗大ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者(処理困難物)

市の施設で処理が困難な家庭系廃棄物の運搬(積替え保管を含む)

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目
1	第 2 号	(株)プロペラ	川口市領家5-14-40	048-291-8360	処理困難物

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者(し尿・汚泥)

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目
1	第 1 号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	し尿・汚泥
2	第 7 号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	し尿・汚泥
3	第 8 号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	し尿・汚泥
4	第 9 号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-296-0362	し尿・汚泥
5	第 10 号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	し尿・汚泥
6	第 11 号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	し尿・汚泥
7	第 12 号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766	し尿・汚泥
8	第 14 号	宇佐見産業(株)	戸田市笹目7-12-11	048-422-4181	し尿・汚泥
9	第 18 号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605	し尿・汚泥
10	第 19 号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	汚泥
11	第 20 号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	し尿・汚泥
12	第 21 号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	し尿・汚泥
13	第 22 号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379	し尿・汚泥
14	第 23 号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234	し尿・汚泥
15	第 24 号	鳩ヶ谷環境整備(株)	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-283-5101	し尿
16	第 25 号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982	し尿・汚泥

エ 浄化槽清掃業許可業者

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目
1	第 3 号	宇佐見産業(株)	戸田市笹目7-12-11	048-422-4181	浄化槽清掃
2	第 4 号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605	浄化槽清掃
3	第 5 号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766	浄化槽清掃
4	第 6 号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	浄化槽清掃
5	第 7 号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	浄化槽清掃
6	第 11 号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	浄化槽清掃
7	第 12 号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	浄化槽清掃
8	第 13 号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	浄化槽清掃
9	第 15 号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	浄化槽清掃
10	第 16 号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-296-0362	浄化槽清掃
11	第 18 号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	浄化槽清掃
12	第 19 号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379	浄化槽清掃
13	第 20 号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234	浄化槽清掃
14	第 21 号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	浄化槽清掃
15	第 22 号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982	浄化槽清掃

(10) 一般廃棄物再生利用業指定業者一覧

令和8年度一般廃棄物再生利用業指定業者は次のとおりとする。

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	事業区分 取り扱う一般廃棄物
1	第 3 号	(株)プロペラ	川口市領家5-14-40	048-291-8360	処分 木くず